

江戸時代末、朝鮮半島に漂流した日本人（その1）

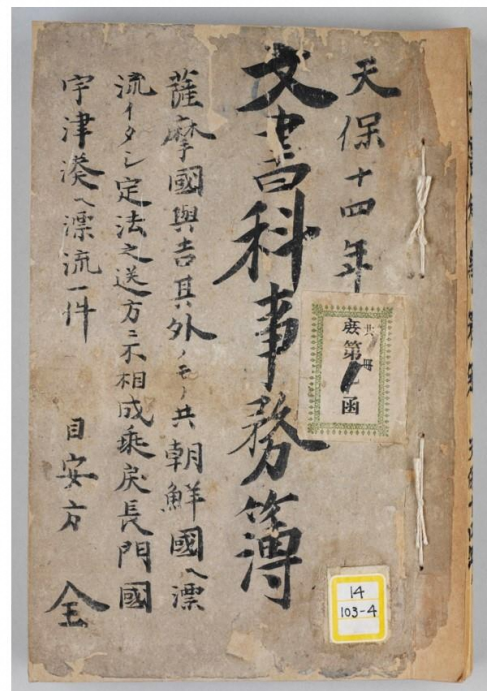
■はじめに■

今回は、江戸時代の末、朝鮮半島に漂流し、日本に帰ってきた日本人の記録を紹介します。日本人が外国へ漂流した記録については、以前この「長崎学 Web 学会」において「長崎奉行所の公式記録に記されたジョン万次郎」と題し、土佐国（現在の高知県）の中浜万次郎らが漂流し、帰国後、長崎奉行所で取り調べを受けた際の記録を紹介しました。その中で、「（中国福建省へ漂着した）奥州南部の人々が唐船（中国貿易船）に送られて帰国したのに対し、鳥島に漂着しアメリカ船に救助されハワイに到着した万次郎らは、中国行きアメリカ船に途中まで乗せてもらうものの、基本的に自力で日本へ帰ってきた（略）。これは江戸時代、日本・中国・朝鮮の東アジア三国の間に、互いに漂流民を送還するという体制ができていたのに対し、アメリカとの間にはこのような取り決めがなされていないことから生じたものです。江戸時代の東アジアは平和で友好的な関係を築いていたのでした」と述べました。

■今回取り上げる資料■

今回紹介するのは天保14年（1843）の「薩摩国与吉其外ノモノ共朝鮮国へ漂流イタシ定法之送方二不相成乗戻長門国宇津湊へ漂流一件」（長崎歴史文化博物館蔵、画像1）という長いタイトルの資料です（これ以降「薩摩国与吉（略）漂流一件」と表記します）。タイトルを訳すと、薩摩国（現在の鹿児島県）の与吉とその他の人々が朝鮮国に漂流し、^{しょうほう}定法（公に決

「薩摩国与吉其外ノモノ共朝鮮国へ漂流イタシ定法之送方二不相成乗戻長門国宇津湊へ漂流一件」



（画像1）

まっている規則)の日本への送還方法ではなく戻ってきて、長門国の宇津湊(現在の山口県萩市沖の見島)に漂流した事件となり、事件の大まかな内容がわかります。ここでいう「定法」とは、次のようなことです。

■漂流民相互送還体制■

日本人が朝鮮半島に漂流した時は、朝鮮国側によって朝鮮半島南東部の釜山にある対馬藩の人々の居留地である倭館(和館)まで送られます。次に対馬藩によって倭館から対馬を経由して長崎まで送られます。そして、長崎奉行所で取り調べを受けた後、長崎において、それぞれの領主側に引き渡されるというものです。中国に漂流した場合と同じように、日本人が朝鮮国に漂流した場合も、万次郎らの例と異なり、無事に帰国できる体制が整っていたのです。これを日本・中国・朝鮮の東アジア三国間の漂流民相互送還体制といいます。しかし、今回取り上げる事件は、この相互送還体制の枠からはみ出た事件だったようです。朝鮮半島に漂流したからといって、簡単に帰国できない事例もあったのでした。

江戸時代に、日本人が朝鮮半島へ漂流した事件については、一覧表が作成されています(池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』付録143～152ページ「近世日本人の朝鮮漂着年表」、1998年)。しかし、今回取り上げる漂流事件は、この表に出てきませんので、通常の漂流とは違う事件と扱われているようです(池内同書、30ページには「犯科帳」を出典として、今回の事件が、漂流・漂着類似事件の事例としてあげられています。この「犯科帳」については、(その3)で述べます)。

なお、今回取り上げる資料「薩摩国与吉(略)漂流一件」は、平成18年(2006)、国の重要文化財(歴史資料)に指定された「長崎奉行所関係資料」を構成する資料の一つです。つまり、この資料も、長崎奉行所の公式記録ということになります。それでは、資料をもとに事件を追っていきましょう(つづく)。

【長崎県文化振興課 石尾和貴】